

【諮問第99号・第101号・第103号・第104号】

15川個審第 3号
平成15年8月20日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市個人情報保護審査会
会長 安富 潔

個人情報の記録の外部提供中止請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成14年11月14日付け14川多生第393号、同年11月19日付け14川多区第261号並びに同年12月9日付け14川中区第281号の2及び第282号の2をもって諮問のありました個人情報の記録の外部提供中止請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて、次のとおり答申します。

【諮問第99号・第101号・第103号・第104号】

1 審査会の結論

不服申立人らの個人情報外部提供中止の請求に対し、川崎市長（以下「実施機関」という。）が行った拒否処分は、妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

本件不服申立ての審議にあたっては、同趣旨の申立てが4名の不服申立人からあったので、一括してこれを行った。

- (1) 不服申立人らは、平成14年8月5日付けで実施機関に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年条例第26号。以下「条例」という。）第16条の規定により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法律」という。）に規定する本人確認情報を住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）へ提供することの中止を求める個人情報の記録の外部提供の中止を請求した。
- (2) 実施機関は、同年8月28日付け（当審査会諮問第99号）、同年8月29日付け（当審査会諮問第101号）、同年8月30日付け（当審査会諮問第103号及び第104号）で、当該中止請求に対して拒否する処分を行った。
- (3) 不服申立人らは、同年10月26日付け（当審査会諮問第99号）、同年10月30日付け（当審査会諮問第103号及び第104号）、同年11月1日付け（当審査会諮問第101号）で、当該拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

3 不服申立人らの主張要旨

平成15年1月8日付け意見書及び平成15年4月16日実施の意見陳述によれば、不服申立人らの主張要旨は、次のとおりである。

住基ネットをめぐる現状として、5自治体が住基ネットからの離脱を表明し、住基ネットへの市民選択方式による非通知選択者と合わせて不参加者数は約445万人にものぼり、国も参加への選択方式を認めている。また、情報の盗難事故も発生し、逗子市個人情報保護委員は、住民票コードの削除等及び住基ネットへの参加継続の是非等についての意見を表明するなどとなっている。

今日では、条例及び憲法が保障するプライバシーの権利は自己情報コントロール権を意味するが、住基ネットへ通知される情報は氏名、住所等6種の本人確認情報ではあるが、他の情報と結合される危険性は大きく、法律は利用事務の数を264事務にまで拡大しており、今後も拡大することは可能で、自己情報コントロール権をじゅうりんし、目的外利用が進められることが予感され、住基ネットの存在は、個人情報保護条例の精神及び理念を超え、憲法に違反するものとなっている。

日本弁護士連合会の意見では住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号。以下「改正法」という。）附則第1条第2項の「所要の措置」及び法律第36条の2の「適切な管理のために必要な措置」について、前提条件は充足されておらず、そのような現状においては市町村が住基ネットから離脱することは合法であるとしており、同法第3条及び第36条の2に規定する市町村長の適正管理義務は、外部提供の適正さや是非についても定められているもので、

実施機関が本件処分理由に掲げる個々の事務手続規定よりも根幹を成すものである。

住基ネットの利便性は現実的ではなく、逼迫した財政状況の中、市民に痛みを伴う行財政改革を断行しようとする市にとって膨大な税金を使ってまで行うべき事業なのか疑問である。

住基ネットの問題は、機械的に法令を優先させるものか、憲法及び条例によって保障された市民の権利を守るものかの選択を迫られるものである。

4 実施機関の主張要旨

処分理由説明書（当審査会諮問第 99 号については平成 14 年 12 月 2 日付け。当審査会諮問第 101 号については同年 12 月 10 日付け。当審査会諮問第 103 号及び第 104 号については同年 12 月 13 日付け）及び平成 15 年 2 月 4 日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

本人確認情報を神奈川県知事へ通知することは、法律第 30 条の 5 第 1 項の規定による住民基本台帳事務の一環であり、個人情報の保管等に係る届出業務の目的の範囲を超えていない。

したがって、届出業務の目的の範囲内の行為であるから、条例第 10 条第 2 項の規定によらないで個人情報の記録の外部提供を行ったものではない。

5 審査会の判断

当審査会は、4 事件における不服申立人側と実施機関の各主張の対立点である各争点に対し、一括審理の結果、以下のように判断する。

(1) 住基ネットへの本人確認情報の提供は、「届出業務の目的の範囲」内か

条例第 16 条は、「何人も、実施機関に対し、第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定によらないで本人の個人情報の記録の目的外利用等がされているときは、当該目的外利用等の中止を請求することができる。」とし、条例第 10 条第 2 項は、「実施機関は、審議会の意見を聴いて認めたときを除き、届出業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに当該個人情報の記録の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。」と定めている。そこで、条例上において、個人情報の記録の外部提供に対する中止請求が認められるのは、「届出業務の目的の範囲を超えて」外部提供が行われている場合であって、かつ「審議会の意見を聴いて認めたとき」に当たらない場合である。

本件については、「個人情報業務届出書」（60 川市庶第 559 号。昭和 60 年 12 月 24 日）によれば、届出業務の名称は「住民登録業務」、業務の目的は「住民基本台帳法等に基づき、住民登録関係の業務を行う。」とされており、法律の一部改正による住基ネットの導入は、その限りで上記届出業務の目的の範囲内にあると解することができる。もっとも、ここにいう「届出業務の目的」が憲法の趣旨に適合する目的でなければならないことは当然であり、違憲の目的である場合は届出業務の目的の範囲内とは認められないこととなる。この点、不服申立人らは、住基ネットの存在自体が、条例の精神と理念をはるかに超え、さらに憲法第 13 条に違反すると主張している。しかしながら、住基ネットを

導入する法律の改正規定の趣旨については多分に解釈の余地があるとみられ、規定自体をもってただちに明らかに憲法に違反するとまでいうことは困難である。

かくして、本人確認情報を神奈川県知事に通知することは、法律第 30 条の 5 第 1 項の規定により行う事務として住民登録関係の業務の一環であることから、届出業務の目的の範囲を超えたものではなく、条例第 10 条第 2 項で禁止された外部提供には当たらない。

(2) 条例上外部提供中止請求はどこまで認められるか

不服申立人らはまた、法律の改正規定は住基ネットへの市区町村又は個人の参加を義務づける趣旨でなく、自己情報コントロール権（憲法 13 条。条例）を保障する趣旨から住基ネットは本人同意（選択）制を容認するものと解して、中止請求を認めるべきであると主張する。

たしかに、法律の改正規定が必ずしも住基ネットへの市区町村又は個人の参加を義務づける趣旨ではなく、住基ネットへの参加は任意であると解することができる場合、又は改正法附則第 1 条第 2 項にいう個人情報の保護に万全を期する「所要の措置」が明らかに著しく不十分であると解する場合には、住基ネットへの本人確認情報の一律提供は「届出業務の目的の範囲」を超えるとみて、個人の選択による外部提供中止請求を容認する余地が、全くないとはいえないであろう。

しかしながら、法律第 30 条の 5 は市区町村の住基ネットへの参加の原則を規定しており、本人同意（選択）制を認める趣旨の明文の規定は存在しない。また、上記「所要の措置」の具体的内容についても法律上明確に定められているわけではなく、現状において、これが一見して明らかに著しく不十分であると断じうる事情もない。したがって、実施機関が、法律に基づく届出業務の範囲内であるとして本件請求を拒否したことが、明らかに憲法の趣旨に反し、自己情報コントロール権を侵害するとまで断じることが困難である。条例上に定められた自己情報の削除請求及び目的外利用・外部提供の中止請求の対象は、あくまでも条例の規定に反する個人情報の取扱いがあった場合に限られており、条例が保障する自己情報コントロール権の限界もまたそこに画されている（もっとも、住基ネットへの参加が法定の義務と解される場合であっても、特別の事情のある個人につき、個別の請求に基づいて審査のうえ、例外的に外部提供の中止を認めることは合法とみる余地はありえないではない）。

なお、上述した当審査会の判断は、いうまでもなく、実施機関において、法律の改正規定が必ずしも住基ネットへの市区町村又は個人の参加を一律に義務づける趣旨ではないと解し、又は改正法附則第 1 条第 2 項にいう「所要の措置」が明らかに著しく不十分であると解することを妨げる趣旨ではなく、したがって、憲法上又は条例上の自己情報コントロール権を万全に保障する趣旨から住基ネットへの参加について本人同意（選択）制を採用することを、現行法上容認できないとするものではないことを付言しておく。

よって、前記1記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市個人情報保護審査会（五十音順）

委員	安	達	和	志
委員	岡	村	道	代
委員	奥	宮	京	子
委員	加	藤		隆
委員	安	富		潔